

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日がと日休日に当
たる翌日は、そ)

目 次

◇告 示 字の区域の新設等(地方課)

字の区域の変更(〃)

土地改良法による換地処分(農村整備課) (二件)

告 示

鳥取県告示第二百二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を新設し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による瑞穂地区第四工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字
の名称

大字常松字西字

同上の区域(平成二年六月七日現在の地番による。)

大字富吉字西字能四一のの一部、四一の三、四一の四、四六のの一部、四六の二の一部、四七の一から四七の三まで、四八の一から四八の三まで、四九の一から四九の三まで、五〇の一、五〇の三から五〇の五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字富吉字通上岸五一の一部、五二のの一部、五三のの一部、五三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字富吉字七反田六九の二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字常松字穴田三九三から三九五までの一部、三九八のの一部、三九八の二の一部、三九九の一、三九九の二及びこれらと一体をなす国有地
大字常松字加名田のうち四〇五の一部、四〇六の一から四〇六の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

区域を変更する
字の名称

大字宝木字土手
ノ下

同上の区域(平成二年六月七日現在の地番による。)

大字宝木字土手ノ下のうち一のの一部、一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字富吉字伊幸田一七九のの一部、一八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八〇と一体をなす国有地の一部

<p>大字富吉字東字能</p>	<p>大字富吉字東字能の全域 大字常松字花田谷四一九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四一九と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字富吉字七反田</p>	<p>大字富吉字西字能四一の一の一部、四二の一、四二の二、四二の四、四二の五、四三の一から四三の四まで、四四の一から四四の三まで、四五及びこれらと一体をなす国有地 大字富吉字通上岸五五の一の一部、五五の二の一部、五六、五七の一から五七の三まで、五八の一、五八の二、五九の一から五九の三まで、六〇の三及びこれらと一体をなす国有地 大字富吉字七反田のうち六六の一部、六七、六八、六九の一、六九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字富吉字前田七八の六、七八の一〇から七八の一二までと一体をなす国有地の一部 大字富吉字白皿九九の二、一〇〇の二、一〇一の二、一〇二の二、一〇三の二、一〇四の二と一体をなす国有地の一部 大字富吉字深田一〇五の二の一部、一〇五の三の一部、一〇五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字富吉字三反田二二八の五、二二九の一、二二九の六、二二〇の二、二二一の一から二二一の三まで、二二三の一、二二三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二二八の三と一体をなす国有地の一部 大字常松字下河原三七〇の一の一部、三七七の一及びこれらと一体をなす国有地 大字常松字大境のうち三八三の一の一部、三八三の二の一部、三八四の一から三八四の三まで、三八五の一の一部、三八六の三の一部、三八七の三の一部、三八八の三の一部、三八九の一の一部、三八九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字富吉字前田</p>	<p>大字富吉字前田のうち七八の二の一部、七八の五、七八の六、七八の一〇の一部、七九の一の一部、七九の二、八二の一の一部、八二の五の一部、八二の七、八二の九、八二の一〇、八七の三の一部、八九の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七八の一〇から七八の一二まで八四の一、八五の二、八六の一、八九の七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字富吉字白皿</p>	<p>大字富吉字前田七八の二の一部、七八の五、七八の六、七八の一〇の一部、七九の一の一部、七九の二、八二の五の一部、八二の七、八二の九、八二の一〇、八七の三の一部、八九の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八四の一、八五の二、八六の一、八九の七と一体をなす国有地の一部 大字富吉字白皿のうち九三の一の一部、九三の三の一部、九四の一、九四の二、九五の一の一部、九五の二の一部、一〇二の一の一部、一〇二の二の一部、一〇三の一、一〇三の二、一〇四の一、一〇四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇の三、九九の二、一〇〇の二、一〇一の二、一〇二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字富吉字深田</p>	<p>大字富吉字白皿九三の一の一部、九三の三の一部、九四の一、九四の二、九五の一の一部、九五の二の一部、一〇二の一の一部、一〇二の二の一部、一〇三の一、一〇三の二、一〇四の一、一〇四の二及びこれらと一体をなす国有地 大字富吉字深田のうち一〇五の二の一部、一〇五の三の一部、一〇五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字富吉字大將軍一六一の一、一六一の三、一六一の四、一六二の一、一六二の三から一六二の九まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字富吉字伊幸田一六三の一、一六三の二の一部、一六三</p>

<p>大字富吉字大將軍</p> <p>の三、一六三の四の一部、一八一の一部、一八二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字宝木字土手ノ下一の二の一部、一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字富吉字大將軍のうち一六一の一、一六一の三、一六一の四、一六二の一、一六二の三から一六二の九まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字富吉字伊幸田</p> <p>大字富吉字前田八九の七と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字富吉字白血丸九〇の三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字富吉字伊幸田のうち一六三の一、一六三の二の一部、一六三の三、一六三の四の一部、一七九の一の一部、一八〇の一部、一八一の一部、一八二及びこれらと一体をなす国有地並びに一八〇と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字宝木字土手ノ下一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字富吉字三反田</p> <p>大字富吉字三反田のうち二二八の五、二二九の一、二二九の六、二三〇の二、二三一の一から二三一の三まで、二二二の二、二二三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字常松字松江</p> <p>大字常松字松江のうち八、九の一、九の二、一〇、一一、一二の一、一二の二、一三の二、一三の三、一四から一六まで、一七の一、一七の二、一八、一九の一、一九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字常松字上河原</p> <p>大字常松字松江八、九の一、九の二、一〇、一一、一二の一、一二の二、一三の二、一三の三、一四から一六まで、一七の一、一七の二、一八、一九の一、一九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字常松字上河原のうち三一の二の一部、三二の二の一部、三三の五の一部、三四の四から三四の四まで、三五から三八までの一部、三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三九の一、三九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字常松字堅條四三の二の一部、四四の二の一部、四五の二の一部、四六の二の一部、四七の二の一部、四八の二、四八の二、四九の二の一部、四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字常松字堅條</p> <p>大字常松字上河原三一の二の一部、三二の二の一部、三三の五の一部、三四の四から三四の四まで、三五から三八までの一部、三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三九の一、三九の二と一体をなす国有地の一部、四四の二の一部、四五の二の一部、四六の二の一部、四七の二の一部、四八の二、四八の二、四九の二の一部、四九の二の一部、五二の一部、五四、五五の一部、五七の二の一部、五八の二の一部、五九の二の一部、六〇の二、六一の二、六一の二、六二の二、六三の二、六四の二、六四の二、六五の二、六六の二、六六の二、六七の二、六七の二、六八の二、六八の二、六九の二、六九の二、七〇の二、七〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字常松字菅田七一の二の一部、七一の二の一部、七二の二の一部、七三の二の一部、七四の二の一部、七五の二の一部、七六の二の一部、七七の二の一部、七七の三、七七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字常松字大坪三三の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字常松字中河原三五六の四の一部、三五七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>				

廃止する字の名称

大字富吉字通上岸、大字富吉字西字能、大字常松字大境、
大字常松字加名田、大字常松字下モ田

鳥取県告示第二百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、佐治村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による上佐治（眷谷）地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成二年十一月二十七日現在の地番による。）
大字眷谷字上ミ中井原	大字眷谷字上ミ中井原のうち一八〇の一と一体をなす国有地以外の区域
大字眷谷字上エ梨子原	大字眷谷字上エ梨子原のうち二一三の六、二一三の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字眷谷字尾尻	大字眷谷字上エ梨子原二一三の六、二一三の七及びこれらと一体をなす国有地 大字眷谷字尾尻のうち二三五の三の区域以外の区域 大字眷谷字道ワカレ二三六の一部 大字眷谷字中塚二六〇、二六〇の一、二六一、二六一の一、二六三、二六三の一から二六三の三まで、二六四から二六七までの一部、二六七の一から二六三の三まで、二六四から二六七までの一部、二六八の二から二六八の二、二六八の二、二七〇の一部、二七二の一部、二七三の一部、二七三の一の一部、二七四の一部、二七八、二七八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六二と一体をなす国有地の一部
大字眷谷字道ワカレ	大字眷谷字尾尻二三五の三の一部 大字眷谷字道ワカレのうち二三六の区域以外の区域 大字眷谷字中塚二七七の一部、二七八の一の一部、二七八の二の一部、二七九、二八〇、二八一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字眷谷字中塚	大字眷谷字中塚のうち二六〇、二六〇の一、二六一、二六一の一、二六三、二六三の一から二六三の三まで、二六四から二六七までの一部、二六八の二から二六八の二、二六八の二、二七〇の一部、二七二の一部、二七三の一部、二七三の一の一部、二七四の一部、二七五の一部、二七七

<p>大字眷谷字ワアセ</p>	<p>の一部、二七八、二七八の二の一部、二七八の二の一部、二七九、二八〇、二八一の一部、二八二の三の一部、二八二の八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字眷谷字ワアセ二八四の三、二八四の八、二八四の九、二九〇、二九〇の一、二九一の一、二九四の一部、二九四の三、二九五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字眷谷字上ミ田ノ原</p>	<p>大字眷谷字中塚二七三の一部、二七五の一部、二七七の一部、二八二の三の一部、二八二の八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字眷谷字ワアセのうち二八四の三、二八四の八、二八四の九、二九〇、二九〇の一、二九一の一、二九四の一部、二九四の三、二九五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字眷谷字中河原</p>	<p>大字眷谷字上ミ田ノ原のうち二九九の二の一部、二九九の三から二九九の六まで、三〇〇の一部及び三〇九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字眷谷字中河原三二四と一体をなす国有地の一部 大字眷谷字西田ノ原三四五の三、三四五の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字眷谷字西</p>	<p>大字眷谷字上ミ田ノ原二九九の二の一部、二九九の三から二九九の六まで、三〇〇の一部 大字眷谷字中河原のうち三二四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字眷谷字西田ノ原三四〇、三四二の一から三四二の三まで及びこれらと一体をなす国有地 大字眷谷字西山道ノ下タ三五六</p>
<p>大字眷谷字上ミ田ノ原三〇九の一と一体をなす国有地の一</p>	<p>大字眷谷字上ミ田ノ原三〇九の一と一体をなす国有地の一</p>

<p>田ノ原</p>	<p>部 大字眷谷字西田ノ原のうち三四〇、三四二の一から三四二の三まで、三四五の三、三四五の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字眷谷字西山道ノ下タ</p>	<p>大字眷谷字西山道ノ下タのうち三五六以外の区域</p>
<p>大字眷谷字カイツ</p>	<p>大字眷谷字カイツのうち四〇七の三から四〇七の五まで、四〇八の三及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字眷谷字上ミ入住</p>	<p>大字眷谷字上ミ中井原一八〇の一と一体をなす国有地の一部 大字眷谷字上ミ入住の全域 大字眷谷字カイツ四〇七の三から四〇七の五まで、四〇八の三及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇七の一と一体をなす国有地の一部 大字眷谷字西山七四六の四、七四六の五</p>
<p>大字眷谷字西山</p>	<p>大字眷谷字西山のうち七四六の四、七四六の五以外の区域</p>

鳥取県告示第二百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る瑞穂地区第四工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、佐治村が行う土地改良事業に係る上佐治（眷谷）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】